

資料 1 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン

さいたま市教育委員会

Ⅰ フリースクール等に通う児童生徒について

判断の目安	
1 学校、家庭、及びフリースクール等との関係について	
①	学校と保護者との間に、協力関係が保たれていること。
②	不登校児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校とフリースクール等が相互に当該児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。
③	フリースクール等での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭とフリースクール等との間に、連携・協力関係が保たれていること。
2 フリースクール等の実施主体、事業運営の在り方、及び透明性の確保について	
①	法人・個人は問わないが、フリースクール等の実施者は不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
②	フリースクール等の実施者は、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有していること。
③	著しく営利本位でなく、入会金、授業料等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
3 不登校児童生徒のタイプや状況把握・指導の在り方について	
①	フリースクール等は、受け入れに当たっては面談等を行い、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。(※1)
②	我が国の義務教育制度・高等学校教育制度を前提とし、指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、当該児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
4 相談・指導スタッフについて	
①	スタッフは当該児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について、知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
②	専門的なカウンセリングの方法を行うにあたっては、心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。
5 施設、設備について	
①	学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設・設備を有していること。
②	当該児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(※1) 「児童生徒のタイプや状況」とは、情緒的混乱、情緒障害及び非行等の不登校など、相談・指導の対象となる児童生徒の態様のことである。

資料 2

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン

さいたま市教育委員会

Ⅱ 自宅において I T 等を活用した学習を行う児童生徒について

判断の目安	
1 学校と家庭との関係について	
①	学校と家庭との間に、協力関係が保たれていること。
②	訪問等による対面の指導（※1）を、定期的かつ継続的（※2）に行われるものであること。
③	家庭にひきこもりがちな状態が悪化しないよう、教育相談室や適応指導教室、フリースクール等での相談・指導をうけることができるように、当該児童生徒や保護者に対して、情報提供が行われるものであること。
2 I T 等を活用した学習活動について	
①	民間業者が提供する I T 教材を活用した学習や、通信教育を活用した学習であること。
②	学校のプリントを活用した学習であること。
3 学習プログラム・学習の把握について	
①	当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた、計画的な学習プログラムであること。
②	月ごとや学期ごとなど、ある程度長期的な計画であること。
③	I T 等を活用した学習内容について、把握することが可能であること。

（※1）対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、教育相談室相談員等が考えられる。

（※2）定期的かつ継続的とは、概ね1か月に1回以上であること。

資料 3

不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドラインの趣旨及び留意事項

総合教育相談室

1 指導要録上の出席扱いに係るガイドラインの趣旨

不登校児童生徒の中には、フリースクール等において相談・指導を受け、あるいは自宅で IT 等を活用した学習活動を行い、学校復帰や社会的自立に向けて懸命に努力を続けている者がいる。このような当該児童生徒の努力に対し、一定の要件を満たす場合に、校長は指導要録上の出席扱いとすることができるとなっている。

また、不登校児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

したがって、このガイドラインは、当該児童生徒にとって、フリースクール等の活動及び自宅において IT 等を活用した学習がふさわしい学びとなっているかを、校長が総合的に判断するための目安を示すものである。

2 留意事項

- (1) ガイドライン「Ⅰ フリースクール等に通う児童生徒について」では、個々のフリースクール等についてその適否を判断するという趣旨のものではない。
- (2) ガイドライン「Ⅱ 自宅において IT 等を活用した学習を行う児童生徒について」では、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する支援の充実を図るものであり、学校に登校しないことを認める趣旨ではない。また、家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、不登校児童生徒の状況を踏まえつつ、学校や学校外の公的機関、フリースクール等での相談・指導を受けることができるように、段階的に家庭と調整していくことが重要である。
- (3) 校長は、教育委員会と相談し、「指導要録上の出席扱い」を判断する。

3 参考資料

『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律』

(平成28年12月 文部科学省)

『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針』

(平成29年3月 文部科学省)

『不登校児童生徒への支援の在り方について (通知)』

(平成28年9月 文部科学省)

『義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて (別記)』

(平成28年9月 文部科学省)

『民間施設についてのガイドライン (試案) (別添3)』

(平成28年9月 文部科学省)

『高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について』

(平成21年3月 文部科学省)

『不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について』

(平成30年10月 文部科学省)

『不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について (通知)』

(平成17年7月 文部科学省)